

Q



一般社団法人を利用した相続税等の節税に対して規制が入ったとのことですが、具体的にどのような改正があったのでしょうか。

A



①特定一般社団法人等に対する相続税の課税②一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合の贈与税の課税等の改正が行われました。

①特定一般社団法人等に対する相続税の課税 **増税**

一般社団法人においては代表や理事が死亡しても株式会社と異なり相続税の課税はありませんでしたが、一定の場合には一般社団法人に対して相続税が課税されることとなりました。

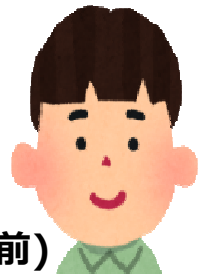


株式会社の場合
株式を子に相続させる

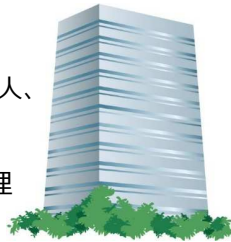
相続税課税

一般社団法人の場合
持分の概念がなく役員交代のみ

⇒ **相続税課税なし(改正前)**



- <※特定一般社団法人>
1. 相続直前で総理事に占める同族理事(被相続人、配偶者、3親等内の親族等)の数が1/2を超える
 - or
 2. 相続開始5年以内のうち総理事に占める同族理事の割合が1/2を超える期間が合計3年以上



特定一般社団法人(※)に該当する場合に相続税課税(改正後)

相続税回避のため、生前に理事を退任しても、退任後5年以内の死亡については、課税の対象となります。

②一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税 **増税**

<改正イメージ>



財産の贈与



一般社団法人

一般社団法人等に財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税要件が明確化されました。

下記の4要件の**いずれか1つ**でも満たさない場合は、贈与税課税

1. 「役員等に占める親族等の割合が、三分の一以下である」旨の定款の定めがあること
2. その法人に財産の贈与等をした者、またはその者の親族等に対して、特別の利益を与えないこと
3. その定款等において、「その法人が解散した場合、その残余財産は国等に帰属する」旨の定めがあること
4. その法人に、仮装・隠蔽の事実がないこと

平成30年4月1日以後の相続・贈与について適用開始



POINT



経過措置として、平成30年3月31日までに設立された一般社団法人については、平成33年4月1日以後の理事の死亡に伴う相続税について適用され、また、平成30年3月31日以前の期間は、特定一般社団法人に該当するかを判定する期間には含まれません。